

検討委員会からのお知らせ

AA 切開と GA 切開について以下の内容が算定可能となりました

- AA 切開において (230 点)

- * 同日に隣在歯に対して行った場合は、別病巣と考え 230 点×2 の算定が可能です。

- GA 切開において (180 点)

- * 同日に隣在歯に対して行った場合は同一術野と考え 180 点×2 ではなく、180 点×1 での算定となりますが、一方の歯には頬側切開、他方の歯には舌側切開のような術野が異なる場合は、それぞれに対して 180 点の算定が可能です。

「術野が異なるため」「4 頬側切開」「5 舌側切開」等の摘要欄記載をお願いします。

- * 連日に同一歯に対して行った場合でも、例えば 1 日目に頬側切開、2 日目に舌側切開のように切開線が明らかに異なる場合は別術野と考え、それぞれに対して、180 点の算定が可能です。

「初日：頬側切開、翌日：舌側切開」等の摘要欄記載をお願いします。

- 下顎智歯における埋伏歯抜歯手術(1,080 点)の加算+130 点を算定する場合の病名は、完全埋伏歯「CRT」又は水平埋伏智歯「HIT」となります。

- 同一初診中たとえ混合歯列期歯周病検査 (P 混検) を用いて SC を行っていた患者であっても検査時点で全ての乳歯が永久歯に生え変わっていた場合には、P 混検の算定は不可となります。P 基検での算定をお願いします。

- 同月の T-cond、歯リハ 1、義管の 3 つを併算定することは原則不可となります。

ただし以下のような場合については例外となります。

①旧義歯に歯リハ 1 を算定後、同部位の新義歯を作製し義管を算定、翌日以降新義歯に対して T. コンデを行った場合。

〈例〉 $\overline{7 \sim 7}$ Du1 $\rightarrow$ $\overline{7 \sim 7}$ MT $\rightarrow$ $\overline{7 \sim 7}$ 床下粘膜異常

②対顎の義歯に対し T. コンデを算定し、旧義歯に対し歯リハ 1 を算定後、同部位の新義歯に対し義管を算定する場合。

〈例〉 $\overline{7 \sim 7}$ 床下粘膜異常

$\overline{7 \sim 7}$ Du1 $\rightarrow$ $\overline{7 \sim 7}$ MT

～令和4年度 歯科医業経営実態調査の実施について～

日本歯科医師会より令和4年度歯科医業経営実態調査(令和10月実施)の協力依頼がありました。

この調査結果は政策提言等を行うための基礎資料となります。

約10,000名の日歯会員が対象となりますので、対象となった方は、ぜひご協力よろしくお願いします。

～歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について～

10月1日より医療情報・システム基盤整備体制充実加算が新設されました。

略称は下記になります。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算1 【医シA】 4点

医療情報・システム基盤整備体制充実加算2 【医シB】 2点（マイナ保険証を利用した場合）